

ないで、当会社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。

(混合保管)

第二十三条 当社は、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類、品名及び記号・規格又はこれらに相当する事項が同一の受寄物を混合保管することができる。

- 2 当社は、一人の寄託者又は証券所持人に対し、他の寄託者又は証券所持人の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者又は証券所持人の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。
- 3 前項の規定は、寄託者又は証券所持人の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。

(保管期間)

第二十四条 受寄物の保管期間は、三月とし、受寄物を入庫した日から起算する。

- 2 前項の保管期間は、当会社の承認を得て更新することができる。
- 3 第一項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

(寄託価額の変更)

第二十五条 寄託者又は証券所持人は、寄託物の価格に著しい変動があったときは、当社に対し、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。この場合、証券の発行された寄託物については、同時にこれを提出するものとする。

- 2 当社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至ったときは、寄託者又は証券所持人と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。

(保管不適貨物の処置)

第二十六条 当社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者又は証券所持人に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合において、寄託者又は証券所持人は遅滞なく処置をしなければならない。

- 一 受寄物が保管に適しなくなると認められるとき。
 - 二 受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。
 - 三 その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続できなくなったとき。
- 2 寄託者若しくは証券所持人が当会社の定めた期間内に前項の催告に応じないとき又は当社が催告をするいとまがないときは、当社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をすることができる。
 - 3 前二項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者又は証券所持人の負担とする。

(見本の摘出、寄託物の点検、保存)

第二十七条 証券所持人が、証券の発行されている寄託物の見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、証券を当社に提出しなければならない。

- 2 寄託者が、寄託物の見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、入庫情報、在庫情報その他の当社が指定した事項を書面で当社に提出しなければならない。
- 3 前項の寄託者は、同項の書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、当該書面を提出したものとみなす。